

## 代表委員会事務局規程の一部を改正する規程（案）

代表委員会事務局規程の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 所掌業務（第三条－第十五条）
- 第三章 会合（第十六条－第十九条）
- 第四章 人事（第二十条－第二十三条）
- 第五章 小委員会（第二十四条・第二十五条）
- 第六章 会計（第二十六条－第二十九条）
- 第七章 雜則（第三十条）

### 附則

第二十九条を第三十条とし、第十条から第二十八条までを一条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の一条を加える。

（校友会団体支援）

- 第十条 校友会団体支援は、代表委員会事務局が行う校友会団体への各種支援に関する諸事を統理する。

### 附 則

（施行期日）

第一条 この規程は、令和七年十月九日から施行する。